『別紙』

東北大学（青葉山３）一団地認定申請業務

本業務は、東北大学青葉山３団地という一敷地において、一体的な空間を設計するいわゆる団地設計を実現するために、「仙台市総合的設計による一団地認定基準」に基づいた申請業務を行うものである。現在、同団地では大学（学校）用途の施設が現存しているが、新たに寄宿舎（学生寄宿舎）用途の施設を建設する予定であり、このため敷地の有効活用等の観点から本認定を活用する。

本業務については、下記の業務を行うものとする。

青葉山３団地においては現在、都市計画法第36条第１項の規定による開発行為に関する工事（許可番号　平成20年9月24日仙台市（青建街）指令第438号）に基づく開発行為（土地の造成工事等）を行っており、平成28年12月までに工事を完成し、平成29年1月より特定行政庁の検査を行う予定である。このため、本業務については開発許可における一団地認定に関する協議も含むものとする。ただし、開発許可の変更が生じた場合の開発許可の変更申請に伴う資料作成等は除く。

関係する行政等との事前協議

「仙台市総合的設計による一団地認定基準」に基づいた添付図書の作成。ただし、本学

が現在進めている、開発行為に関する許可申請で特定行政庁へ提出した資料等について

は受注者へ適宜貸出を行う。それ以外については受注者にて作成する。

本申請は「将来的に学生寄宿舎を建設する」ことを理由として申請を行うことを考えて

おり、学生寄宿舎に係るいわゆる仮想計画については必要最小限であると認識しており、

各階平面図や立面図、断面図の作成は除くものとする。このため計画通知は不要である。